

**令和6年度**  
**沖縄県立 宮古工業高等学校**  
**入学者選抜募集要項**



**沖縄県立 宮古工業高等学校**

〒906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根968-4

TEL 0980-72-3185

FAX 0980-72-8041

ホームページ (<http://www.miyako-th.open.ed.jp/>)

# 目次

1. 方針・アドミッションポリシー・募集定員	1
2. 推薦入学	1
(1) 出願資格	1
(2) 出願の要件	2
(3) 実施学科及び募集人員	2
(4) 願書等出願期間及び提出先	2
(5) 出願手続	2
(6) 選抜の方法	3
(7) 選抜結果の通知及び入学の確約	3
(8) 合格発表	3
(9) 不合格者の再出願	3
(10) その他	4
推薦入学志願者への注意事項	4
3. 一般入学	5
(1) 出願資格	5
(2) 募集人員	5
(3) 出願期間	5
(4) 出願手続	5
(5) 志願変更及び手続	6
(6) 選抜の方法	7
(7) 学力検査	7
(8) 面接	8
(9) 合格発表	8
一般入学志願者への注意事項	9
4. 調査書・入学志願書の記載に関する注意事項	10
5. 第2次募集	11
(1) 出願資格	11
(2) 出願期間	11
(3) 出願手続	11
(4) 志願変更及び手続	12
(5) 選抜の方法	12
(6) 合格発表	12
2次募集志願者への注意事項	13
6. 追検査	14
7. 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い	14
8. 不登校生徒等入学者選抜に係る取扱い	14
9. 障害等のある生徒の入学者選抜に係る取扱い	14
10. その他	14

## 1. 方針・アドミッションポリシー・募集定員

沖縄県教育委員会の定める「沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項」に基づき、本校入学者の選抜を実施する。

### <アドミッションポリシー【入学者の受入に関する方針】>

本校は、「敬愛・自主・創造」を校訓に掲げ、ものづくり産業の担い手、地域に貢献できる人材の育成を目標に様々な教育活動を展開しています。本校では、就職や進学など、自分の進路について考え、目的意識のはっきりした生徒の入学を期待しています。

- (1) 「ものづくり」に関する技術習得や工業・家庭分野に強い興味・関心があり、将来、その分野における技術者等をめざす生徒
  - ・精密工作をはじめ、金属加工や分解・整備などの機械技術やロボットなどの電子制御に関する知識と技術を習得し、将来、エンジニアになろうとする志を持つ生徒（自動車機械システム科）
  - ・中学校での内容をよく理解して、電気電子分野での基礎教育を受けるのに十分な能力を有し、既成概念にとらわれず、自分自身でしっかりと物事を確かめ、それを理解しようとする生徒（電気情報科）
  - ・中学校で学んだ家庭科に関する基礎知識を持ち、フードおよび服飾分野への学習意欲があり生活を豊かにし地域に貢献できる人材になることを目指す生徒（生活情報科）
- (2) 取得した資格等を活かし、将来の進路希望を実現し、社会に貢献しようとする生徒
- (3) 大学進学、公務員、就職等の進路実現に向けて、高い目標を掲げ学業に真摯に取り組む生徒
- (4) 学校行事、部活動、学級活動等にも積極的に参加し、常に自分を高めようとする生徒

### <募集定員>

学科名	募集定員
自動車機械システム科	40名
電気情報科	40名
生活情報科	40名

※学科単位の募集となるが、適正や希望に応じて2学年進級時に各学科以下の類型を選択する。

自動車機械システム科	⇒	機械システム類型・自動車類型
電気情報科	⇒	電気技術類型・情報技術類型
生活情報科	⇒	フードデザイン類型・服飾デザイン類型

## 2. 推薦入学

### (1) 出願資格

次のア及びイに該当する者で、中学校又はこれに準ずる学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）の校長が推薦するもの。

ア 沖縄県内の中学校等を募集年度の3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者。

イ 推薦入学志望学科に対する目的意識が明確であり、かつ、当該学科への興味、関心及び適性を有する者\*。

※「適性を有する者」とは以下の条件をどちらも満たすものとする。

- ① 3年間の評定平均2.7以上であり、3年間の各教科の評定値に1が無い者。
- ② 出席状況が良好で、各学年の勤怠状況で無届欠席が5回以下の者。

(2) 出願の要件

次のア又はイの要件を満たしている者とする。

ア 次に掲げる諸活動の実績等について自分を表現すること（以下「自己表現」という。）ができること。なお、当該活動の実績については、証明する資料（賞状、認定証等）の写し（A4版・片面印刷）を提出すること。提出できる実績は3件までとし、団体競技の場合はメンバー表も添付すること。

- (ア) 文化活動
- (イ) スポーツ活動
- (ウ) 社会活動
- (エ) ボランティア活動
- (オ) 資格取得等の活動

イ 次に掲げる分野について表現すること（以下「個性表現」という。）ができること。

- (ア) 音楽、美術、書道等の芸術分野
- (イ) 文芸、研究等の分野
- (ウ) 舞踊、創作ダンス、手話等の身体的活動を伴う分野
- (エ) 留学等の体験的分野

(3) 実施学科及び募集人員

各学科の募集定員（40名）における30%程度とする。

学科名	推薦募集人員
自動車機械システム科	12名程度
電気情報科	12名程度
生活情報科	12名程度

(4) 願書等出願期間及び提出先

ア 出願期間

令和6年1月15日(月)及び1月16日(火)の2日間、受付時間は午前9時から午後4時までとする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

イ 受付場所

宮古工業高等学校……会議室（管理棟2階）

郵送の場合は、

〒906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根968-4

沖縄県立宮古工業高等学校

校長 真喜屋 強史 宛

(5) 出願手続

ア 志願者は、沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号。以下「通学区域に関する規則」という。）により定められた通学区域の1校、1課程、1学科（普通科以外は、小学科とする。）に出願することができる。

〔 ※通学区域に関する規則の第2条の第3項  
全日制の課程の普通科以外の学科の学区は、県全域とする。〕

イ 志願者は、次の書類に入学考査料（2,200円）を添えて中学校等の校長に提出しなければならない。

- (ア) 推薦入学志願書（推薦第1号様式）
- (イ) 推薦申請書（推薦第2号様式）
- (ウ) 確約及び証明書（第5号様式）

ただし、次のa及びbの者のみとする。

- a 通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により、下記の同規則別表第2に掲げる地域から出願する者

※通学区域に関する規則別表第2

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(水納中学校区域のみ)、うるま市(津堅中学校区域のみ)、南城市(久高中学校区域のみ)、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町
--

- b 沖縄本島、石垣島又は久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者

(エ) 写真票(推薦第6号様式)

出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

ウ 中学校等の校長は、適切な審査を経て被推薦者を決定すること。

エ 中学校等の校長は、被推薦者に係る次の書類に入学考査料(2,200円)を添えて本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 推薦入学志願書(推薦第1号様式)

(イ) 推薦申請書(推薦第2号様式)

(ウ) 調査書(第2号様式)

ただし、「①各教科の学習の記録」の3年の欄は12月までのものとする。

(エ) 推薦入学志願者名簿(推薦第3号様式)

(オ) 確約及び証明書(第5号様式)(前記2の(5)のイの(ウ)で提出のあった者に限る。)

(カ) 写真票(推薦第6号様式)

(6) 選抜の方法

ア 本校校長は、中学校等の校長から提出された推薦入学志願書(推薦第1号様式)、調査書(第2号様式)、推薦申請書(推薦第2号様式)及び面接等の結果に基づき推薦入学予定者を決定する。

イ 面接等の実施

面接等は、提出された推薦申請書(推薦第2号様式)に記載された自己表現及び個性表現の申告内容その他の事項について実施する。面接は令和6年1月19日(金)午後3時(午後2時45分集合)より本校において実施する。

(7) 選抜結果の通知及び入学の確約

ア 選抜の結果については、本校校長が令和6年1月30日(火)までに推薦に基づく選抜結果の通知書(推薦第4号様式)により中学校等の校長を通じて本人に通知する。

イ 入学確約書(推薦第5号様式)は、中学校等の校長を経由して、令和6年2月5日(月)までに本校校長に提出しなければならない。

ウ 入学確約書を提出した者は、県内外を問わず他の公立高等学校(特別支援学校高等部を含む。)に出願してはならない。

(8) 合格発表

令和6年2月5日(月)までに入学確約書の提出のあった者については、令和6年3月14日(木)午前9時に本校で推薦合格者として発表する。

(9) 不合格者の再出願

推薦入学選抜の結果、不合格となった者は、県立高等学校の一般入学に出願することができる。この場合にあつては、この告示の定めるところにより、関係書類を提出するものとし、当該出願に係る入学考査料については、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号)に定める入学考査料減免申請書を提出したとき

は、免除するものとする。

(10) その他

ア 「推薦入試合格内定者の集い」

令和6年2月6日（火）午後2時より本校視聴覚教室にて行う。

イ 「入学内定者オリエンテーション」

令和6年3月29日（金）午後1時より本校体育館にて行う。

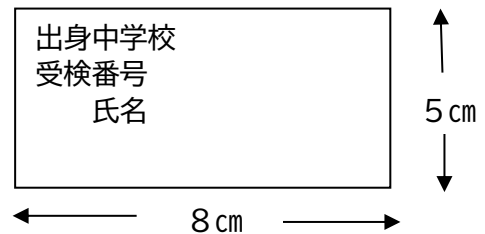
推薦入学志願者への注意事項

1 面接

- |          |       |                    |
|----------|-------|--------------------|
| (1) 期日   | ..... | 令和6年1月19日(金)       |
| (2) 集合場所 | ..... | 本校視聴覚教室            |
| (3) 集合時刻 | ..... | 午後2時45分（面接開始 午後3時） |
| (4) 携帯品  | ..... | 名札                 |
| (5) 面接時間 | ..... | 15分程度行う            |

2 その他

面接の際は名札を左胸につけること。  
名札の規格は、5cm×8cm程度とする。



### 3. 一般入学

#### (1) 出願資格

- ア 中学校等を募集年度の3月に卒業見込みの者
- イ 中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業生」という。）
- ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

#### (2) 募集人員

「1. 方針・アドミッションポリシー・募集定員」の記す募集定員から推薦入学内定者を差し引いた人数とする。

#### (3) 出願期間

ア 令和6年2月7日(水)及び2月8日(木)の2日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

イ 受付時間は、2日間とも午前9時から午後4時までとする。

ウ 受付場所は、宮古工業高等学校……会議室（管理棟2階）

郵送の場合は、

〒906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根968-4

沖縄県立宮古工業高等学校

校長 真喜屋 強史 宛

#### (4) 出願手続

ア 本校においては、1学科に出願することができる。ただし、本校における他の学科に第二志望を出願することができる。

イ 志願者は、次の書類に入学考査料（2,200円、（ウ）提出時は免除）を添えて出身中学校等の校長に提出しなければならない。

（ア） 入学志願書（第1号様式）

（イ） 健康診断書（第8号様式）

ただし、過年度卒業生のみとし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。

（ウ） 入学考査料減免申請書（第11号様式）

ただし、推薦入学の結果、不合格になった者のみとする。沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に基づく。

〔 ※ 推薦入学に出願し、不合格となった者は減免申請書を提出し、これを免除する。推薦入学考査料の領収書を添付すること。〕

（エ） 確約及び証明書（第5号様式）

ただし、次のa及びbの者のみとする。

a 通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により、下記の同規則別表第2に掲げる地域から出願する者 ※通学区域に関する規則別表第2

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(水納中学校区域のみ)、うるま市(津堅中学校区域のみ)、南城市(久高中学校区域のみ)、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町
--

b 沖縄本島、石垣島又は久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者

（オ） 写真票（第15号様式）

出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

ウ 出身中学校等の校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料（2,200円、（オ）提出時は免除）を添えて本校の校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

（ア） 入学志願書（第1号様式）

- (イ) 調査書（第2号様式）
- (ウ) 入学志願者名簿（第3号様式）
- (エ) 健康診断書（第8号様式）（前記3の(4)のイの(イ)で提出のあった者に限る。）
- (オ) 入学考査料減免申請書（第11号様式）（前記3の(4)のイの(ウ)で提出のあった者に限る。）
- (カ) 確約及び証明書（第5号様式）（前記3の(4)のイの(エ)で提出のあった者に限る。）
- (キ) 写真票（第15号様式）

エ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類に入学考査料（2,200円）を添えて本校校長に提出しなければならない。

- (ア) 入学志願書（第1号様式）
- (イ) 本校校長が必要と認める書類

オ 志願者が県外の中学校等の出身者で保護者が県外に居住している場合は、次の手続きによる。

- (ア) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住するときは、県外からの入学志願のための許可願（第4号様式）を募集年度の1月25日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日でない日）までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。
- (イ) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住しないときは、前記（ア）の許可願と共に県外からの入学志願のための許可願に関する身元引受書（誓約書）及び身元引受人の住民票を提出しなければならない。
- (ウ) 前記（ア）の許可願、入学志願書（第1号様式）、調査書（第2号様式）及び本校校長が必要と認める書類に入学考査料（2,200円）を添えて本校校長に提出しなければならない。

## (5) 志願変更及び手続

### ア 志願変更

- (ア) 入学志願締切りの結果、志願者数が定員を超えた学科に出願した者のうちで、出身中学校等の校長及び本校校長が適当と認めた者は、志願した高等学校、課程、学科の変更（以下「志願変更」という。）を行うことができる。
- (イ) 同一志願高等学校における課程、学科の変更も志願変更手続に準じて行うものとする。ただし、第二志望の変更については、志願状況に関わらず、取消や追加も含めて志願変更ができる。
- (ウ) 志願変更の可能な人員は、志願者数が募集定員を下回らない範囲内とする。
- (エ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

### イ 志願変更の日程

- (ア) 各高等学校、課程、学科ごとの志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和6年2月8日(木)に発表し、入学志願変更後受付状況については令和6年2月21日(水)に発表する。
- (イ) 志願変更申出期間 令和6年2月14日(水)及び2月15日(木)の2日間とする。受付時間は、2日間とも午前9時から午後4時までとする。
- (ウ) 入学志願書取り下げ及び再出願期間 令和6年2月20日(火)及び2月21日(水)の2日間とする。2日間とも午前9時から午後4時までとする。

ウ 志願変更する者は、志願変更願（第6号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校等の校長に提出すること。

エ 出身中学校等の校長は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に本校校長にこれを提出し、本校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。この場合、入学考査料は返却しない。なお、郵送による志願変更の受付及び



入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ 志願変更をする者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「3一般入学」の「(4) 出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更をする場合、入学考査料は不要）を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。ただし、第二志望のみの変更については、志願先高等学校長に志願変更願（第6号様式）で申し出るだけでよい。

(6) 選抜の方法

ア 本校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。

イ 選抜委員会は、出身中学校等の校長から提出された調査書（第2号様式）、学力検査の成績及び面接等の結果を基にして選抜を行う。

ウ 選抜は、調査書（第2号様式）及び学力検査等の成績を資料として行い、調査書（第2号様式）と学力検査等の成績との比重は5対5とする。

エ 学力検査実施教科ごとの配点（傾斜配点）は行わない。

(7) 学力検査

ア 学力検査の期日及び時間割表、所持品の取扱い

時 限 月 日	第 1 時 限 (10:00~10:50)	第 2 時 限 (11:15~12:05)	昼 食 55分	第 3 時 限 (13:15~14:05)
第 1 日 目 3月6日(水)	国 語	理 科		英 語
第 2 日 目 3月7日(木)	社 会	数 学		面 接

(ア) 受検者は検査時間中、次のものを携行すること。

- ・HB以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルも可、鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。）
- ・プラスチック製の消しゴム
- ・定規
- ・コンパス（三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・コンパス、三角スケールは不可）

(イ) 受検者は検査時間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

- ・鉛筆キャップ
- ・鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。）
- ・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェアラブル端末等も不可。）
- ・眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）

イ 検査時間及び配点

学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも50分とし、配点は各60点とする。

ウ 検査の場所

(ア) 原則として本校で実施する。

(イ) 通学区域が広域にわたる本校への志願者又は特別に指定する地域からの志願者は、次の委託検査場又は出張検査場で受検することができる。

a 委託検査場

県立名護高等学校	
県立久米島高等学校	県立八重山高等学校
県立知念高等学校（久高中学校出身の志願者に限る。）	
その他県教育委員会が必要に応じて設置する委託検査場	

b 出張検査場

特別に指定する地域	検査場	特別に指定する地域	検査場
伊平屋村	伊平屋村離島振興総合センター	渡嘉敷村	渡嘉敷中央公民館
伊是名村	伊是名村産業支援センター	座間味村（阿嘉、慶留間を除く）	座間味中学校
伊江村	伊江村農村環境改善センター	阿嘉・慶留間	阿嘉中学校
北大東村	北大東村人材交流センター	多良間村	多良間中学校
南大東村	南大東村立多目的交流センター	西表	竹富町離島振興総合センター
粟国村	粟国村東ふれあいセンター	波照間	はてるまふれあいセンター
渡名喜村	渡名喜村多目的活動施設	与那国町	与那国中学校

エ 検査の実施

- (ア) 本校校長は、学力検査員を指名し、教育長が別に定める沖縄県立高等学校入学者選抜学力検査実施要領(以下「検査要領」という。)に基づいて学力検査を実施する。
- (イ) 委託検査場にあつては、委託検査場の高等学校長が検査要領によって委託された志願者の学力検査を実施する。
- (ウ) 出張検査場にあつては、教育長の派遣する学力検査員が出張検査場における検査要領に基づいて実施する。
- (エ) 志願者の中に委託検査場又は出張検査場において受検する者のいる高等学校長は、委託・出張検査場受検者名簿（第7号様式）、面接票、その他必要書類を、委託検査場の場合は委託検査場の校長あてに、出張検査場の場合は教育長あてに送付しなければならない。
- (オ) 委託検査場の校長は、検査終了後、答案、受検者名簿、面接票、その他必要書類を速やかに本校校長あてに送付すること。

(8) 面接等

面接等については、学力検査第2日目の令和6年3月7日(木)、午後1時15分から実施する。詳細については各検査場の監督者から指示する。

(9) 合格発表

ア 令和6年3月14日(木)午前9時に本校において発表（掲示）する。発表（掲示）後、ホームページにも掲載する。なお、当日は合格者に対するオリエンテーションの日程等についての案内や関係書類を配布する。

イ 本校校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校等の校長を通じて合格したことを通知する。

ウ 受検者本人の学力検査得点について、本校において（第2次募集の合格発表の日から起算して1月以内）個人情報の保護に関する法律第69条第1項による利用目的内の情報提供として提供（開示）が可能である。

## 一般入学志願者への注意事項

### 学力検査に関する注意事項

- (1) 期日 …………… 令和6年3月6日(水)・3月7日(木)
- (2) 集合場所 …………… 本校体育館(1日目のみ) ※2日目は各検査場集合
- (3) 集合時刻 …………… 午前9時15分  
※委託検査場、出張検査場における受検生の集合場所については、  
受検当日に各検査場の学力検査員から指示があります。
- (4) 携帯品 …………… 名札(規格は下記参照)、筆記用具
- (5) 面接時間 …………… 学力検査2日目の午後1時15分より1人当たり10分程度行う。

### 受検生心得

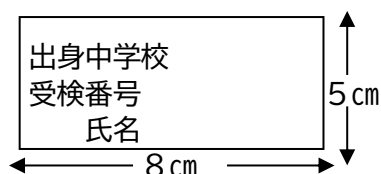
- (1) 受検生は、各人の受検番号を確認しておくこと。
- (2) 受検場に持ち込むことができる筆記用具等は次のとおりとする。  
(ア) 受検者は検査時間中、次のものを携行すること。

- ・HB以上の濃さの黒鉛筆(シャープペンシルも可、鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。)
- ・プラスチック製の消しゴム
- ・定規
- ・コンパス(三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・コンパス、三角スケールは不可)

- (イ) 受検者は検査時間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

- ・鉛筆キャップ
- ・鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。)
- ・時計(ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェアラブル端末等も不可。)
- ・眼鏡、ハンカチ(無地のタオルを含む)、目薬、ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけを取り出したもの)

- (3) 受検する教室を、前もって調べておくこと。
- (4) 受検の際は、すべて監督者の指示に従うこと。
- (5) 監督者による試験開始、試験終了等の合図を十分に守ること。
- (6) 早く解答できても、退場の合図があるまでは離席しないこと。
- (7) 問題の解答は、注意事項や問いをしっかりと読んでから始めること。
- (8) 書き損じた場合は、消ゴムでしっかり消してから、それぞれの欄にはっきりと書くこと。
- (9) 検査中は質問を許さない。ただし、印刷に不明瞭なものがある場合は、無言で挙手する。この場合、監督者は内容について説明しない。
- (10) 検査中にトイレに行きたくなった時、又は健康状態に異常が生じた場合は、無言で挙手すること。
- (11) 受検当日は、次の規格の名札を左胸につけること。



#### 4. 調査書・入学志願書の記載に関する注意事項

##### 《調査書の志望欄の書き方例》

〔例1〕一番目に自動車機械システム科、第二志望に電気情報科を志望する場合

受検番号 ※	志望学科	第一	自動車機械システム科	第二	電気情報科
		第一※		第二※	

〔例2〕一番目に自動車機械システム科、第二志望がない場合

受検番号 ※	志望学科	第一	自動車機械システム科	第二	
		第一※		第二※	

##### 《入学志願書の志望欄の書き方例》

〔例1〕一番目に自動車機械システム科、第二志望に電気情報科を志望する場合

第一志望	(全日) 定時) 制課程 ( ) 部 特募	第1希望コース	第二志望	(全日) 定時) 制課程 ( ) 部 特募	第2希望コース
	自動車機械システム 科			電気情報 科	

〔例2〕一番目に自動車機械システム科を希望し、第二志望がない場合

第一志望	(全日) 定時) 制課程 ( ) 部 特募	第1希望コース	第二志望	(全日・定時) 制課程 ( ) 部 特募	第2希望コース
	自動車機械システム 科			科	

## 5. 第2次募集

合格者が募集定員に満たない学科において、第2次募集を行うものとする。

### (1) 出願資格

全日制課程へ出願できる者は、学力検査を受検し、県立高等学校に合格しなかった者とする。

### (2) 出願期間

ア 第2次募集の出願期間は、令和6年3月15日(金)及び3月18日(月)の2日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

イ 受付時間は、2日間とも午前9時から午後4時までとする。

ウ 受付場所は、宮古工業高等学校……会議室（管理棟2階）

郵送の場合は、

〒906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根968-4

沖縄県立宮古工業高等学校

校長 真喜屋 強史 宛

### (3) 出願手続

ア 一般入学の学力検査を受検した者は次の手続による。

(ア) 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する本校の1学科に出願することができる。この場合、本校における他の学科に第二志望を出願することができる。ただし、当該年度の学力検査を受検した本校の同一学科に出願することはできない。

(イ) 志願者は、第2次募集を実施する高等学校に加えて、第2次募集を実施する県立特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースへ併願することができる。（ただし、出願は志願前相談を受けたものに限る。）出願手続については別に定める。

(ウ) 志願者は次の書類に入学考査料（1,100円）を添えて出身中学校等の校長に提出しなければならない。

a 第2次募集入学志願書（第9号様式）

b 確約及び証明書（第5号様式）

ただし、次の(a)及び(b)の者のみとする。

(a) 通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により、下記の同規則別表第2に掲げる地域から出願する者

※通学区域に関する規則別表第2

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(水納中学校区域のみ)、うるま市(津堅中学校区域のみ)、南城市(久高中学校区域のみ)、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

(b) 沖縄本島、石垣島若しくは久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者

c 入学考査料減免申請書（第11号様式）

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に基づく。

〔※一般入学に出願し、不合格になった者は減免申請書を提出し、これを減額する。一般入学考査料の領収書は添付しなくてよい。〕

(エ) 出身中学校等の校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

a 第2次募集入学志願書（第9号様式）

b 調査書（第2号様式）（一般入学で提出したものと内容は同じもの）

c 第2次募集志願者名簿（第10号様式）

d 確約及び証明書（第5号様式）（前記(3)の(ウ)のbで提出のあった者に限る）

e 入学考査料減免申請書（第11号様式）

- (オ) 本校校長は志願者が学力検査を受検した高等学校長に次の書類の提供を求める。
- a 学力検査成績証明書（第14号様式）
  - b 健康診断書（一般入学で提出のあった者に限る。）
  - c 写真票（第15号様式）
  - d その他の書類（自己申告書、県外からの入学志願のための許可願、配慮願等。一般入学で提出のあった者に限る。）
- (カ) 前記(オ)の出願書類等の提供を求められた高等学校長は、当該志願者に係る前記(オ)の書類を当該志願者の志願する第2次募集志願先高等学校の長へ送付する。

(4) 志願変更及び手続

ア 志願変更

志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、学科を変更（以下「2次志願変更」という）することができる。

イ 2次志願変更の日程

(ア) 各高等学校、課程、学科、コースごとの志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和6年3月18日(月)に発表し、入学志願変更後受付状況については令和6年3月19日(火)に発表する。

(イ) 入学志願書取り下げ及び再出願期間は、令和6年3月19日(火)午前9時から午後4時までとする。

ウ 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願（第12号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校等の校長に提出すること。

エ 出身中学校等の校長は、所定の期間内に本校校長に第2次募集志願変更願（第12号様式）を提出し、入学志願書類（同一志願高等学校における学科の変更にあつては、第2次募集入学志願書。5の(4)のエ及びオにおいて同じ）の返却を受けるものとする。この場合、入学考査料と入学考査料減免申請書は返却しない。なお、郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ 2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「5. 第2次募集」の「(3) 出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更をする場合、入学考査料は不要）を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。ただし、第二志望のみの変更については、本校校長に第2次募集志願変更願（第12号様式）で申し出るだけでよい。

(5) 選抜の方法

ア 全日課程

選抜は、学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書（第2号様式）、面接等の結果を資料として行う。

イ 面接等の実施

面接等は、令和6年3月22日(金)午後1時15分（午後1時集合）より本校にて実施する。

(6) 学力検査成績証明書の取扱い

学力検査成績証明書（第14号様式）については、一般入学の学力検査（各教科配点60点）のうち、思考力等を問う記述式問題以外の得点（各教科配点50点）を記載するものとする。

(7) 合格発表

ア 令和6年3月27日(水)午前9時に本校において発表（掲示）する。発表（掲示）後、ホームページにも掲載する。なお、当日は合格者に対するオリエンテーションの日程等についての案内や関係書類を配布する。

イ 本校校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校等の校長を通じて合格したことを通知する。

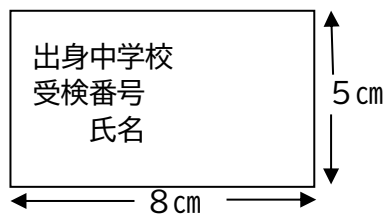
## 2 次 募 集 志 願 者 へ の 注 意 事 項

### 1 面接

- (1) 期日 …………… 令和6年3月22日(金)
- (2) 集合場所…………… 本校視聴覚教室
- (3) 集合時刻…………… 午後1時(面接開始 午後1時15分)
- (4) 携 帯 品…………… 名札
- (5) 面接時間…………… 15分程度行う

### 2 その他

面接の際は名札を左胸につけること。  
名札の規格は、5 cm × 8 cm程度とする。



## 6. 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。また、追検査で不合格となった者は追検査第2次募集へ出願することができる。

追検査の期日は、令和6年3月18日(月)及び3月19日(火)とし、追検査第2次募集の期日は3月26日(火)とする。

追検査の合格発表は、令和6年3月25日(月)とし、追検査第2次募集の合格発表は、3月27日(水)とする。

## 7. 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。
- (2) 志願者のうち、帰国子女等について、県立高等学校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式2）を中学校等の校長を経て志願先高等学校長に提出することができる。
- (3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

## 8. 不登校生徒等の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書(第13号様式)を中学校等の校長を経て志願先高等学校長に提出することができる。自己申告書(第13号様式)の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校名、本人氏名を記入すること。
- (2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えるものとする。

## 9. 障害等のある生徒の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 障害等のある生徒の県立高等学校受検の配慮については、「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式1）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書もしくは、身体障害者手帳等の写しを中学校等の校長を経て志願先高等学校長に提出することができる。
- (2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

## 10. その他

- (1) 中学校等の校長は、進学した者について、学校教育法施行規則第24条第1項に規定する中学校生徒指導要録の抄本又は写し、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第8条第1項に規定する生徒健康診断票及び歯の検査票並びにキャリアパスポート（小6-6「18歳の私へ～小学校1年から小学校6年までの6年間～」および中3-5「18歳の私へ～中学校3年間の振り返りとこれからへ～」）を募集年度の3月末日までに高等学校長に提出する。
- (2) 出願書類等に記載された個人情報については、沖縄県教育委員会における個人情報の保護に関する規則及び沖縄県情報公開条例に基づき保有個人情報の適切な管理及び必要な措置を講ずる。